

待機児童解消促進事業補助金のご案内

待機児童解消の継続と小規模保育事業等の「卒園後の進級先の確保」を目的に、既存施設の定員拡大や受入増加に対して、最大 250 万円を補助します。

こんな時にご活用いただけます！

1歳児の受入を増やすには小さい子用のお手洗いが足りないから、増設しないと…



受入を増やすには寝具が足りない…！



児童用の机・椅子があれば受け入れられる！



～詳しくは、裏面をご覧ください～

<概要>

1 補助要件

下記を全て満たしていることを要件とします。

- (1) 受入増又は定員構成の変更等について、各区と調整を終えていること
- (2) 本事業を活用することで、次のいずれかの効果が見込まれること
 - ア 1・2歳児が1名以上定員増できること。1・2歳児の定員増に伴い、3歳児以上の各年齢の定員が2歳児の定員より少なくなった場合は、2歳児の持ち上げりに必要な、3歳児から5歳児までの定員増に対する費用も補助対象とする。
なお、小規模保育事業において19名を超える受入増加をする場合は、定員外入所に対する費用も補助対象とする。
 - イ 小規模保育事業等の「卒園後の進級先の確保」として、3～5歳児が1名以上定員増できること。2歳児と3歳児の定員が同数の場合は、3歳児の定員外入所に対する費用も補助対象とすることができる。
- (3) 原則として、令和6年4月1日時点において、受入枠の拡大を行う年齢の定員が埋まっていること。

2 補助対象経費

(1) 物品購入費

具体例：児童用ロッカー、児童用下駄箱、児童用机・椅子、調理器具、寝具等

(2) 内装改修費

具体例：乳児室・幼児室の間仕切り変更、便所・調理室の改修、空調整備等

※ 公的助成金や公的融資を受けた経費、人件費等運営費で賄うべき経費については対象外です。

※ 補助金交付決定前に工事契約や物品発注を行った場合、当該経費は補助対象外となります。

3 補助金額

(1) 物品購入費

1人増えるごとに、25万円を上限

(2) 内装改修費

補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とします。

※ 物品購入費及び内装改修費の合計補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨て、総額250万円を上限とします。

※ 受入1名増の場合は、100万円を上限とします。

1歳児クラスの定員増加を実施した場合、「保育所等1歳児新規受入枠拡大促進事業助成金（1歳児クラスの定員を増加する定変更）（別紙参照）」を併せて申請することが可能です！

4 申請方法

申込期間：令和6年12月12日（木）まで

※予算が上限に達した際は終了となる場合があります。

申込方法：こども青少年局 保育対策課へ必要書類をご提出ください。

※ 要綱・様式、募集要項は、こども青少年局 [認可保育所等の整備] のページに掲載しておりますので、下記 URL からご確認ください。（「★待機児童解消促進事業補助金について」）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>

二次元バーコードはこちら ▶



5 お問い合わせ先

こども青少年局保育対策課 担当 小関、渡部

<電話> 045-671-4469 <メールアドレス> kd-kizonhojo@city.yokohama.jp